

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

本法は、病原性の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的に制定されました。（平成24年5月11日制定、平成25年4月13日施行）

### ● 新型インフルエンザとは

これまで人の間で流行を起こしたことの無いインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったものです。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

アジア、中東、アフリカを中心に散発的に発生しているトリからヒトへ感染する高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合、多くの生命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も予想されます。

### ● 事前の準備として

- 1 国、都道府県、市町村の法定計画としての行動計画の策定
- 2 発生時、行政と共に対策を行う指定公共機関、指定地方公共機関の指定
- 3 発生時における特定接種（先行的なワクチン接種）対象者の登録手続き

【LPガス事業者：LPガスの安定供給体制の維持と教育訓練等の実施】

### ● 海外で新型インフルエンザ等が発生したら

- 1 国、都道府県に対策本部の設置
- 2 登録事業者等の従業員等に対し特定接種の実施
- 3 的確な水際対策の実施

【LPガス事業者としての事業継続に向けた準備等の実施】

### ● 国内で新型インフルエンザ等が発生したら

- 1 対策本部による新型インフルエンザ等緊急事態宣言
- 2 外出自粛、学校・興業場等の使用制限等の要請・指示
- 3 住民に対する予防接種の実施 等

【LPガスの事業継続（安定的供給）に必要な措置等の実施】

#### ○ 指定地方公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難であることから、公益的な事業を営む法人等のうち、「指定地方公共機関」として知事が指定するものです。

指定地方公共機関は、①新型インフルエンザ等対策に関する「業務計画」を作成し、県へ報告するとともに、②新型インフルエンザ等が発生したときには、業務計画に基づき対策を実施することになります。

（一社）山口県LPガス協会の指定地方公共機関として指定：平成26年1月10日

国、県等と連携して、ライフラインとしてのLPガスの安定的供給と安全確保に努めることとなります。